

議案第 1 号

我孫子市長期継続契約の締結に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市長期継続契約の締結に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 8 月 28 日提出

我孫子市長 星野 順一郎

提案理由

事務の効率化を図るため、車両の借入れ及びこれに付随する保守業務に係る長期継続契約を締結することができる期間を 7 年以内とすること、車両以外の物品の借入れに付随する保守業務の当該期間を当該物品の借入れの期間に合わせ、5 年以内とすることその他所要の改正を行うため提案するものです。

我孫子市長期継続契約の締結に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市長期継続契約の締結に関する条例（平成18年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(長期継続契約を締結することができる契約)	(長期継続契約を締結することができる契約)
第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) <u>前2号</u> 以外の物品の借入れ又は役務の提供を受ける契約で、長期継続契約を締結しなければ事務の取扱いに支障を及ぼすことが明らかで、市長が特に必要があると認める <u>もの</u> (契約期間)	第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) <u>前各号</u> 以外の物品の借入れ又は役務の提供を受ける契約で、長期継続契約を締結しなければ事務の取扱いに支障を及ぼすことが明らかで、市長が特に必要があると認める <u>契約</u> (契約期間)
第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、 <u>次の各号に掲げる区分</u> に応じ、当該各号に定める <u>期間</u> 以内とする。 (1) <u>前条第1号ウ及び第2号ア</u> <u>(車両の借入れに付随するもの</u>	第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、 <u>前条第1号</u> 及び <u>第3号（物品の借入れに係るものに限る。）</u> に係る契約にあっては <u>5年以内</u> 、 <u>同条第2号及び第3号（役務の提供を受けるものに限る。）</u> に係る契約にあっては <u>3年以内</u> とする。

に限る。) に掲げる契約 7年

(2) 前条第1号ア及びイ、第2号ア(車両の借入れに付隨するものを除く。)並びに第3号(物品の借入れに係るものに限る。)に掲げる契約 5年

(3) 前条第2号イからエまで及び第3号(役務の提供を受けるものに限る。)に掲げる契約 3年

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(契約の制限)

2 第2条第2号及び第3号(役務の提供を受けるものに限る。)に係る契約については、当分の間、当該契約に係る予定価格が1,000万円以上のときは、これを行うことができない。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。